

## 関係法令（抜粋）

\* 下線は当会議が記入したもの。

### 理容師法

#### 第一条

この法律は、理容師の資格を定めるとともに、理容の業務が適正に行われるように規律し、もつて公衆衛生の向上に資することを目的とする。

#### 第一条の二

この法律で理容とは、頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えることをいう。

2 この法律で理容師とは、理容を業とする者をいう。

3 この法律で、理容所とは、理容の業を行うために設けられた施設をいう。

#### 第六条の二

理容師は、理容所以外において、その業をしてはならない。但し、政令で定めるところにより、特別の事情がある場合には、理容所以外の場所においてその業を行うことができる。

#### 第十一条

理容所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、理容所の位置、構造設備、第十一条の四第一項に規定する管理理容師その他の従業者の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

2 理容所の開設者は、前項の規定による届出事項に変更を生じたとき、又はその理容所を廃止したときは、すみやかに都道府県知事に届け出なければならない。

#### 第十一条の二

前条第一項の届出をした理容所の開設者は、その構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第十二条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

#### 第十一条の四

理容師である従業者の数が常時二人以上である理容所の開設者は、当該理容所(当該理容所における理容の業務を含む。)を衛生的に管理させるため、理容所ごとに、管理者(以下「管理理容師」という。)を置かなければならない。ただし、理容所の開設者が第二項の規定により管理理容師となることができる者であるときは、その者が自ら主として管理する一の理容所について管理理容師となることを妨げない。

## 第十二条

理容所の開設者は、理容所につき左に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 常に清潔に保つこと。
- 二 消毒設備を設けること。
- 三 採光、照明及び換気を充分にすること。
- 四 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

## 理容師法施行規則

(開設の届出)

### 第十九条

法第十一条第一項の規定による理容所の開設の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該理容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出することによって行うものとする。

- 一 理容所の名称及び所在地
  - 二 開設者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名)
  - 三 法第十一条の四第一項に規定する理容所にあっては、管理理容師の氏名及び住所
  - 四 理容所の構造及び設備の概要
  - 五 理容師の氏名及び登録番号並びにその他の従業者の氏名
  - 六 理容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その旨
  - 七 開設予定年月日
- 2 前項の届出書には、理容師につき、同項第六号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書を添付しなければならない。

- 3 法第十一条の四第一項に規定する理容所を開設しようとする者が第一項の届出をするに当たっては、前項の書類のほか、当該理容所の管理理容師が同条第二項の規定に該当することを証する書類を添付しなければならない。
- 4 外国人が第一項の届出をするに当たっては、第二項の書類のほか、外国人登録証明書を添えるものとする。

(採光、照明及び換気の実施基準)

第二十六条

法第十二条第三号に規定する採光、照明及び換気の実施の基準は、次のとおりとする。

- 一 採光及び照明 理容師が理容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を百ルクス以上とすること。
- 二 換気 理容所内の空気一リットル中の炭酸ガスの量を五立方センチメートル以下に保つこと。

## 美容師法

(目的)

### 第一条

この法律は、美容師の資格を定めるとともに、美容の業務が適正に行われるように規律し、もつて公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(定義)

### 第二条

この法律で「美容」とは、パーマメントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう。

2 この法律で「美容師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて美容を業とする者をいう。

3 この法律で「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設をいう。

(美容所以外の場所における営業の禁止)

### 第七条

美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合には、この限りでない。

(美容所の位置等の届出)

### 第十一条

美容所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、美容所の位置、構造設備、第十二条の三第一項に規定する管理美容師その他の従業者の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

2 美容所の開設者は、前項の規定による届出事項に変更を生じたとき、又はその美容所を廃止したときは、すみやかに都道府県知事に届け出なければならない。

(美容所の使用)

### 第十二条

美容所の開設者は、その美容所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第十三条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、当該美容所を使用してはならない。

(管理者)

### 第十二条の三

美容師である従業者の数が常時二人以上である美容所の開設者は、当該美容所(当該美容所における美容の業務を含む。)を衛生的に管理させるため、美容所ごとに、管理者(以下「管理美容師」という。)を置かなければならない。ただし、美容所の開設者が第二項の規定により管理美容師となることができる者であるときは、その者が自ら主として管理する一の美容所について管理美容師となることを妨げない。

(美容所について講ずべき措置)

### 第十三条

美容所の開設者は、美容所につき、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 常に清潔に保つこと。
- 二 消毒設備を設けること。
- 三 採光、照明及び換気を充分にすること。
- 四 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

## 美容師法施行規則

(開設の届出)

第十九条 法第十一条第一項の規定による美容所の開設の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出することによって行うものとする。

- 一 美容所の名称及び所在地
- 二 開設者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名)
- 三 法第十二条の三第一項に規定する美容所にあっては、管理美容師の氏名及び住所
- 四 美容所の構造及び設備の概要

五 美容師の氏名及び登録番号並びにその他の従業者の氏名

六 美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その旨

七 開設予定年月日

- 2 前項の届出書には、美容師につき、同項第六号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書を添付しなければならない。
- 3 法第十二条の三第一項に規定する美容所を開設しようとする者が第一項の届出をするに当たっては、前項の書類のほか、当該美容所の管理美容師が同条第二項の規定に該当することを証する書類を添付しなければならない。
- 4 外国人が第一項の届出をするに当たっては、第二項の書類のほか、外国人登録証明書を添えるものとする。

(採光、照明及び換気の実施基準)

第二十六条 法第十三条第三号に規定する採光、照明及び換気の実施の基準は、次のとおりとする。

- 一 採光及び照明 美容師が美容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を百ルクス以上とすること。
- 二 換気 美容所内の空気一リットル中の炭酸ガスの量を五立方センチメートル以下に保つこと。

## 行政手続法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

三 申請 法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

七 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律上の効果を生じさせるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

(届出)

第三十七条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

**通達等**

**理容師法の運用に関する件**

(昭和二十三年一月八日)

(衛発第三八二号)

(各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局長通達)

理容師法の運用については、しばしば通牒したところであるが、なお、左記事項留意の上その万全を期せられたい。

なお、昭和二十三年四月二日公保発第四八号公衆保健局長通牒及び同年八月二日衛発第一一一号公衆衛生局長通牒は、今後これを廃止することと承知されたい。

記

- 一 法第二一条第二項に規定する「従前の例により行う」とは、理容師法施行規則(昭和二十三年八月三十一日厚生省令第四一号)第三七条の規定によつて行うことであつて、旧府県規則の規定によつて行うということではない。したがつて、学科試験のみによつて合格証を交付することは違法である。(昭和二十三年九月六日衛発第一三七号公衆衛生局長通牒参照)
- 二 削除
- 三 化粧に附随した軽い程度の「顔そり」は化粧の一部として美容師がこれを行つてもさしつかえない。
- 四 理容所の開設者は、理容師であると否とを問わない。又同一人が同時に理髪所と美容所を開設することもできる。但し、後の場合においては、理髪施設の施設と美容の施設とはそれぞれ別個に設けなければならない。
- 五 従来朝鮮、台湾、樺太、関東局において、その地の法令に基いて理容師の免許を受けて営業を営んでいた者が、引揚げに際してその資格書類を失つた場合は、昭和二十三年七月二十九日衛庶発第六号通知にかかわらずそれぞれ当残務整理事務所(所在地別記参照)の発行する免許を受けた者であることの証明書に基き、昭和二十三年三月九日厚生省発健第一六号厚生次官通牒記第一の5に準じて登録すること。  
 なお、中華民國その他の外地については、前記庶発第六号通知の通りである。
- 六 従来、朝鮮、台湾、樺太、関東局、中華民國その他の外地において理容の補助的業務に従事していた者でその証明書を有しない者についても、前項及び昭和二十三年七月二十九日衛庶発第六号通知に準じて取り扱うこと。